

小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 2 号

小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小牧市個人番号の利用に関する条例（平成２７年小牧市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第４号中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改め、同条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

(5) 住登外者 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。

(6) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者を識別するために番号を付し、及び管理するための機能をいう。

第３条第１項に次の１号を加える。

(10) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表１の項中「難病の患者に対する医療等に関する法律」を「難病医療支給関係情報（難病の患者に対する医療等に関する法律）」に、「生活保護法」を「をいう。以下同じ。）」、「生活保護関係情報（生活保護法）」に、「保護の実施若しくは」を「保護の実施又は」に改め、「進学・就職準備給付金の支給に関する情報」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「（昭和４２年法律第８１号）」を削り、「児童手当法」を「児童手当関係情報（児童手当法）」に、「若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法」を「又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。）」、「介護保険給付等関係情報（介護保険法）」に、「地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」を「又は地域支援事業の実施に関する情報をいう。以下同じ。）」、「介護保険料徴収関係情報（介護保険法による保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）」に、「又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」を「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に、「事項であって」を「事項又は住登外者宛名情報（住登外者宛名管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。）」であって」に改め、同表１の２の項中「又は小牧市心身障害者扶助料支給

条例」を「、小牧市心身障害者扶助料支給条例」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表２の項中「（介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する情報をいう。以下同じ。）」を削り、「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表５の項中「小牧市医療費の支給に関する条例」を「医療費支給条例による医療費支給関係情報（小牧市医療費の支給に関する条例）に改め、「情報」の次に「をいう。以下同じ。）」を加え、同表５の２の項から６の項までの規定中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表６の２の項中「又は精神通院医療関係情報」を「、精神通院医療関係情報」に改め、「以下同じ。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表７の項中「又は精神通院医療関係情報」を「、精神通院医療関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表８の項中「又は児童扶養手当法」を「、児童扶養手当法」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表９の項中「又は児童扶養手当法」を「、児童扶養手当法」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、別表１０の項及び１１の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表１２の項中「又は小牧市遺児手当支給条例」を「、小牧市遺児手当支給条例」に、「情報であって」を「情報又は住登外者宛名情報であって」に改め、同表に次のように加える。

１３	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、難病医療支給関係情報、生活保護関係情報、生活保護法による保護の決定及び実施若しくは徴収金の徴収に関する情報、児童扶養手当支給関係情報、地方税関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収に関する情報、
----	---	--

児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、介護保険料徴収関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による医療に関する給付の支給に関する情報、放課後児童健全育成事業の利用料の免除に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給、療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供、負担能力の認定若しくは費用の徴収に関する情報、同法第21条の5の3に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当等若しくは特別障害者手当等の加算手当の支給に関する情報、同法その他の法令による給付若しくは障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

	若しくは費用の徴収に関する情報、知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置若しくは費用の徴収に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給若しくは災害援護資金の貸付けに関する情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する情報、医療費支給条例による医療費支給関係情報、母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導若しくはこども家庭センターの事業の実施に関する情報又は小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第1条に規定する負担金の軽減に関する情報であって規則で定めるもの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。